

用 船 仕 様 書

1. 調 査 名 : 太平洋および東シナ海におけるスルメイカ稚仔調査

2. 調査目的・概要

太平洋から東シナ海におけるスルメイカ冬季発生系群の稚仔の分布と発生量（分布域の広がり
と分布密度）から、再生産状況を把握することで、スルメイカの資源動向に関する知見を収集す
る。

3. 調 査 内 容

*各調査点において下記①～④の調査を実施する。16 時間（5 時～21 時を目安とする）体制で実
施する。

①メモリー式CTDによる観測および表面水温の観測、表面採水（156点）

- ・メモリー式CTDを用いた観測（水深0～350m深まで）を行う。機器取付およびウインチ操作は乗組員が行い、取得したデータの読出整理は調査員が行う。
- ・メモリー式CTD観測中に、採水バケツを用いて表面採水を行い、棒状温度計で水温を測定する。採水した海水はクロフィル分析用に濾過し、フィルターを冷凍保存する。

②改良型ノルパックネット（シングル2種）によるサンプル採集（156点）

- ・海底直上5m（海深150m以深では150m）からの鉛直曳採集を実施する。原則として、1m/sで揚収し、スルメイカ等卵稚仔、プランクトンを対象としたサンプルを取得する。ウインチへのネットの着脱および操作等は乗組員が行い、サンプル処理は調査員が行う。
- ・傾角によるワイヤー長補正は行わない。
- ・本調査で使用するノルパックネット（LNPネット、口径45cm、ネット重量約5kg、目合0.335mmおよび0.100mm）、附属器材（濾水計）は当機構が用意する。

③ボンゴネットによるサンプル採集（156点）

- ・最深層100mを目処とした傾斜曳き採集を以下の要領で行う。
漁網監視装置を用いてネットの深度をモニターする。ワイヤーを0.5m/sで繰り出し、所定深度（海底直上10m。ただし最深は100mまで）に到達後、すぐ巻き上げる。巻き上げ速度0.5m/sで揚収し、スルメイカ幼生等のプランクトンサンプルを取得する。曳網時の船速は約2ノットとし、曳網中のワイヤー傾角が60°前後となるよう適宜船速を調整する。ワイヤー傾角も記録する。ウインチへのネットの着脱およびウインチ操作、漁網監視装置の着脱は乗組員が行う。
- ・1曳網で取れる2つの網のサンプルのうち、濾水計の付いた方の網のサンプルを保存する。サンプル処理は調査員が行う。
- ・本調査で使用するボンゴネット（口径70cm、ネット重量約20kg、目合0.335mm）、附属器材（より戻し、底袋、濾水計、水深計、重錘）は当機構が用意する。

④その他（156点）

- ・一般気象と海象観測（天候・風向・風力・気温・気圧・波浪・うねり）をブリッジにおいて乗組員が記録用紙に記載する。記録用紙は当機構が用意する。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校

正等含む)で船舶に整備されていること。)

- ①メモリー式CTDおよびノルパックネット用ウインチ 1台
 - ・上記3. ①および②調査用
- ②曳索(φ9mmのワイヤー 300m以上)が利用可能なウインチ 1台
 - ・上記3. ③調査用
- ③メモリー式CTD(水深350m以深まで測定可能なもの) 1台
 - ・上記3. ①調査用
- ④曳索(φ9mmのワイヤー 300m以上) 1個
 - ・上記3. ③調査用
- ⑤漁網監視装置 1台
 - ・上記3. ③調査用
- ⑥冷凍設備(冷凍ストッカーなど、約50L)
 - ・上記3. ①クロロフィル分析用フィルター冷凍保存用
 - ・標本を保存するため、冷凍温度-20°C以下の冷凍設備を有すること。なお、冷却システム等は問わない。
- ⑦重錘(約10kg) 1個
 - ・上記3. ①および②調査用

5. 総 ト ン 数 900トン以下

6. 乗船調査員数(同時期に乗船する最大調査員数) 2名

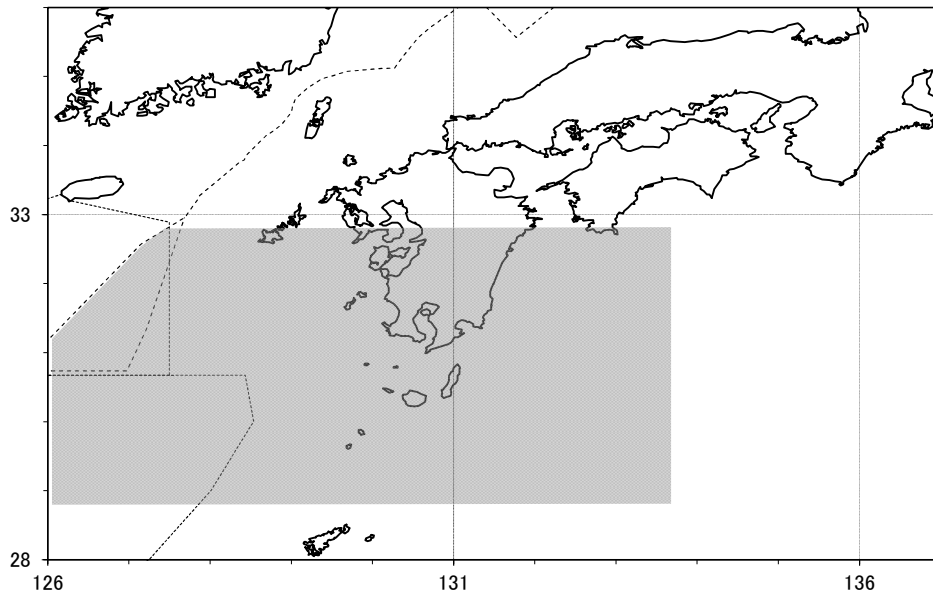
7. 用 船 期 間 令和4年1月14日～令和4年2月25日

8. 運 航 予 定

4.	1. 1 4	用船開始、調査機材等積込(宮崎港)
4.	1. 1 5	宮崎港(用船開始港)出港、Leg 1 調査開始
4.	2. 2	長崎港(寄港地港)入港、給油
4.	2. 3	長崎港(寄港地港)出港、Leg 2 調査開始
4.	2. 2 4	長崎港(用船解除港)入港
4.	2. 2 5	調査機材等積降、給油、用船解除

9. 調 査 海 域 本州～九州太平洋岸、東シナ海

10. 調査海域図



※詳しい調査点については、本件入札説明書添付の仕様書にて示す。

11. 担当研究所 水産資源研究所

12. その他

①詳細については担当職員の指示に従うこと。

②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。

なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。

③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。

④用船開始港および寄港地港については、調査に支障のない範囲内で請負業者と協議の上、変更することができるものとする。